

送付し、且つ、弁明する機会を與えなければならない。
第四十四條 左の事項は、総会の議決を経なければならない。
二 規約の設定、変更及び廢止
三 每事業年度の事業計画の設定及び変更
四 種費の賦課及び徵收の方法
五 貸付金の利率の最高限度
六 生活協同組合連合会が一会员のためにする手形の割引金額の最高限度
七 事業報告書、財産目録、貸借対照表、剩余金処分案及び損失処理案

第四十七條 総会には、民法第六十一条及び第六十六條の規定を準用する。この場合において、第六十一条中「第六十二條」とあるのは、「生活協同組合法第三十七條第二項」と読み替えるものとす。
第四十八條 五百人以上の組合員を有する組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。
二 総代は、組合員（准組合員を除く）でなければならない。
三 総代の定数は、少くとも二百人以上でなければならない。
四 総代には、第二十條第三項乃至第五項の規定を準用する。
五 総代会には、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては、定款の変更、解散及び合併の決議をすることができない。
六 総代会には、総会に開くべき者を充てることを除いては、これを取扱してはならない。
七 第一項の準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、これを取扱してはならない。

第四十九條 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならぬ。
二 組合は、前項の期間内に、債権者に対し、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、貯金者以外の知り得る債権者には、各別にこれを催告しなければならない。
三 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
第四十六條 左の事項は、総組合員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
一 定款の変更
二 組合の解散及び合併
三 組合員の除名

第五十条 組合が前項第二項の一項の一定の期間は、一箇月を任す。
二 議長は、総会においてこれを選任する。
三 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
第四十六條 左の事項は、総組合員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
一 定款の変更
二 組合の解散及び合併
三 組合員の除名

第五十一条 組合は、定款の一定の期間は、二週間に亘る。
二 創立総会を開かなければならぬ。
三 定款作成委員が作成した定款の承認したものとみなす。
四 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相手方を受けることができる。
第五十二条 組合は、定款の一定の期間内に、組合員が出資の拂込を終るまでは、組合員に配当する剩余金をその拂込に充てることができる。
三 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。
二 下つてはならない。
三 定款作成委員が作成した定款の承認したものとみなす。

第五十三条 組合は、定款の一定の期間内に、組合員が出資の拂込を終るまでは、組合員に配当する剩余金をその拂込に充てることができる。
二 下つてはならない。
三 定款作成委員が作成した定款の承認したものとみなす。
四 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相手方を受けることができる。
五 出資組合は、弁済し、若しくは相手方を受けることができる。

第六十条 行政廳は、前條第一項の申請があつたときは、設立の手続書を提出しなければならない。
二 発起人は、行政廳の要求があるときは、組合の設立に關する報告書を提出しなければならない。
三 設立準備会の議事は、出席した組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。
四 組合員たる資格並びに組合員の過半数以上が出席してこれを決する。
五 創立総会については、第十六条第一項、第三項乃至第五項及び民法第六十六條の規定を準用する。

第六十一条 行政廳は、前條第一項の申請があつたときは、設立の手續の処分に違反する場合を除いては、その申請に係る同項の認可をしなければならない。
二 発起人が、行政廳の要求があるときは、組合の設立に關する報告書を提出しなければならない。
三 設立準備会の議事は、出席した組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。
四 組合員たる資格並びに組合員の過半数以上が出席してこれを決する。
五 創立総会については、第十六条第一項、第三項乃至第五項及び民法第六十六條の規定を準用する。

第六十二条 行政廳は、前條第一項の申請があつたときは、設立の手續の処分に違反する場合を除いては、その申請に係る同項の認可をしなければならない。
二 発起人が、行政廳の要求があるときは、組合の設立に關する報告書を提出しなければならない。
三 設立準備会の議事は、出席した組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。
四 組合員たる資格並びに組合員の過半数以上が出席してこれを決する。
五 創立総会については、第十六条第一項、第三項乃至第五項及び民法第六十六條の規定を準用する。

2 行政廳が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に第五十九條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政廳に對し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3 行政廳が設立認可と申請に關し、照会を發した場合には、その日から、回答のある日まで第一項の期間は中断されるものとする。

4 行政廳は、不認可の通知書をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5 発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日に第五十九條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

第六十二條 第五十九條第一項の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならぬ。

2 出資組合の理事は、前項の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく出資の第一回の拂込をさせなければならない。

3 現物出資者は、第一回の拂込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移轉を以て第三者に对抗するため必要な行為は、組合成立の後これにすることを妨げない。

第六十三條 組合は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることに因つて成立する。

第六十一条 組合は、左の事由に因つて解散する。

- 一 総会の議決
- 二 組合の合併
- 三 組合の破産
- 四 存立時期の満了
- 五 第九十五条 第二項の規定による解散の命令

2 解散の議決は、行政廳の認可を受ければ、その効力を生じない。

3 前項の場合には、第六十条及び第六十一条の規定を準用する。

4 第一項の事由に因る外、生活協同組合連合会は、員が一人になつたことに因つて解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、運営なくその旨を行政廳に届け出なければならない。第六十五条 組合が合併しようとするとときは、總会において合併を驟決しなければならない。

6 合併は、行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。

7 前項の場合には、第六十条及び第六十一条の規定を準用する。

8 組合の合併には、第四十九条及び第五十条の規定を準用する。

9 第六十六条 合併に因つて組合を立するには、各組合の總会において組合員又は員が共同して選任した設立委員が役員として、定款を作成し役員を選任して、設立に必要な行為をしなければならない。

10 前項の規定による役員の選任は、合併しようとする組合の組合員は、合併しようとする組合の組合員

員の中から、これをしなければならない。

第六十條 第一項の規定による設立委員の選任には、第四十六條の規定を準用する。

第六十一条 組合の合併は、合併又は存続する組合又は合併に因つて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第七十九條に規定する登記をすることに因つてその効力を生ずる。

第六十二条 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の権利義務（当該組合がその行う事業に關し、行政廳の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

第六十三条 組合が解散したときは、合併及び破産に因る解散の場合を除いては、理事がその清算人となる。但し、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

第六十四条 清算人は、就職の後過疎なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、定款の定めるところにより財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならぬ。

第六十五条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

第六十六条 清算事務が終つたときは、清算人は、過疎なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならぬ。

第七十一条 組合の解散及び清算
は、民法第七十三条、第七十五条、
第七十六条及び第七十八条乃至第
八十三条並びに非訟事件手続法第
三十五条第二項第三十六條、第
三十七条ノ二、第三百三十五條ノ二十
五、第二項、第三項、第三百三十六条、
第一項、第三百三十七條及び第三百三
十八條の規定を準用する。この場
合において、民法第七十五条中「前
條」とあるのは、「生活協同組合法
第六十九條」と読み替えるものと
する。

においては三週間以内に前項第二項の事項を登記し、他の從たる事務所の所在地においては同期間にその從たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2. 主たる事務所又は從たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区内においてあらたに從たる事務所を設けたときは、その從たる事務所を設けたことを登記することを以て足りる。

第七十六條 組合が主たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては二週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以内に第七十四條第二項の事項を登記し、從たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項を登記しなければならない。

2. 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は從たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすることを以て足りる。

第七十七條 第七十四條第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に從たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2. 第七十七条第二項第三号の事項中出資の総口数及び拂い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間以内に、從たる事務所の所在地

卷之三

卷之三

卷之三十一

己、そり遂たる事務所の所生也

2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相

を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

下つてはならない。

に発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

においては五週間以内にこれをすることができる。

第七十八條 組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

第七十九條 組合が合併をしたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については、合併の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つて設立した組合については第七十四條第三項に規定する登記をしなければならない。

第八十条 清算人は、その就職の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

第八十一条 組合の清算が結了したときは、清算結了の日から主たる事務所の所在地においては三週間以内に、從たる事務所の登記についても同様である。

第八十二条 組合の登記については、各登記所に、生活協同組合登記簿

を備える。

第八十三条 組合の設立の登記は、定款並びに出資の総口数及び出資第一回の拂込のあつたことを証する書面及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。

第八十四条 組合に因つて設立した組合の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第六十五條第四項において準用する第四十九條の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに對し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたこと、若しとを証する書面を添附しなければならない。

第八十五条 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第七十四條第三項による登記は、理事の申請につつてこれをする。

第八十六条 組合の解散の登記は、理清算人が申請の書類を添附しなければならない。

第八十七条 第七十九條第三項の規定による登記は、理事の申請につつてこれをする。

第八十八条 第八十條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を証する書類を添附しなければならない。

第八十九條 組合の清算結了の登記は、清算人の申請に因つてこれをする。

第九十条 組合の清算が結了したときは、清算結了の日から主たる事務所の所在地においては三週間以内に、從たる事務所の登記についても同様である。

第九十一条 組合の登記により清算書の到達した時から登記の期間を

くは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面を添附しなければならない。

第八十六條 第七十八條の規定による組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の申請に因つてこれをする。

第八十七条 組合の解散を命じた場合における解散の登記は、当該行政機關の嘱託に因つてこれをする。

第八十八条 第七十九條の規定によると解説の登記は、合併に因つて消滅した組合の理事の申請に因つて政廳の嘱託に因つてこれをする。

第八十九條 第七十九條第三項の規定による登記は、理事の申請につつてこれをする。

第九十条 組合の清算が結了したときは、清算結了の日から主たる事務所の所在地においては三週間以内に、從たる事務所の登記についても同様である。

第九十一条 組合の清算が結了したときは、清算結了の日から主たる事務所の所在地においては三週間以内に、從たる事務所の登記についても同様である。

起算する。但し、第六十一條第二項及び第三項の場合は、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を起算する。

第九十二条 組合の登記には、非訴訟事件手續法第四百四十一條乃至第五百五十九條六及び第五百五十四條乃至第五百五十七條の規定を準用す

る。

第九章 監督

第九十三条 組合員が組合に法令、法規に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約を遵守させたために必要があると認めるときは、組合からその業務又は財産の状況に關し報告を徵することができる。

第九十四条 組合員が組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は全計が法令、法規に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約を遵守させることを認めたときは、組合からその業務又は財産の状況に關し報告を徵することができる。

第九十五条 組合員が組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は全計が法令、法規に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約を遵守せらるべきであると認めたときは、組合は、當該組合の業務又は全計の状況を検査しなければならない。

第九十六条 組合員が組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は全計が法令、法規に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約を遵守せらるべきであると認めたときは、組合は、當該組合の業務又は全計の状況を検査しなければならない。

第九十七条 行政廳は、第十丸條第一項の規定による契約の内容が公示に違反すると認めるときは、當該契約を取り消すことができる。

第九十八条 この法律中行政廳とあるのは、第六十八條の場合を除い

ては、都道府縣若しくは特別市の

区域又はその区域を超える区域を

地区とする組合については主務大臣、その他の組合については都道

府縣知事又は特別市の市長とす

る。

第九十九條 行政廳は、前條の規定による主務大臣の

職務の一部は、これを都道府縣知

事又は特別市の市長に委託するこ

とができる。

第九十条 組合の登記すべき事項で行政廳

の認可を要するものは、その認可

による検査を行つた場合において

は、該契約を取り消すことができる。

第九十一条 組合の登記の申請書には、

該契約を取り消すことができる。

第九十二条 組合の登記の申請書には、

該契約を取り消すことができる。

第九十三条 組合の登記の申請書には、

該契約を取り消すことができる。

第九十四条 組合の登記の申請書には、

該契約を取り消すことができる。

第九十五条 組合の登記の申請書には、

該契約を取り消すことができる。

第九十六条 組合の登記の申請書には、

該契約を取り消すことができる。

第九十七条 組合の登記の申請書には、

該契約を取り消すことができる。

第九十八条 組合の登記の申請書には、

該契約を取り消すことができる。

令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反するところを認めるときは、当該組合に対する措置を採るべき旨を命ずることができる。

第九十九條 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずることができる。

第九十一条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずることができる。

第九十二条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずることができる。

第九十三条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずることができる。

第九十四条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずることができる。

第九十五条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずることができる。

第九十六条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずることができる。

第九十七条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずることができる。

第九十八条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずることができる。

第九十九條 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずることができる。

第九十条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずることができる。

第九十二条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずることができる。

第九十四条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずることができる。

第九十六条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十八条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十二条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十四条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十六条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十八条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十二条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十四条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十六条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十八条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十二条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十四条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十六条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十八条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十二条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十四条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

第九十六条 行政廳は、當該組合に對する措置を採るべき旨を命ずすることができる。

六

若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若し

の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の効力を

第九十五条 行政機関は、前項の規定による検査を行つた場合において、当該組合の業務又は会計が法

事ができる。

第九章 罰則

- 第九十九條** 組合の役員が如何なる名義を以てするを問わず、組合の事業の範囲外において貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
- 第二百条** 前項の罪を犯した者には、情状に因り、懲役及び罰金を併科することができる。
- 第三百条** 第一項の規定は、刑法に正條がある場合には、これを適用しない。
- 第三百一条** 第九十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。
- 第三百二条** 組合の代表者又は代理人、使用人その他の從業者がその組合の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その組合に対して同項の罰金刑を科す。
- 第三百三条** 第二十條第一項の規定による過料に処する。
- 第三百四条** 第十九條第二項の規定に違反したとき。
- 第三百五条** 第三十六條の規定に違反したとき。
- 第三百六条** 第三十五条又は

- 第六百三十八条** 第一項若しくは第三十九條第一項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三百二条第三項若しくは第三百三十二条の規定による閲覧を拒んだときは、
- 第六百三十九條** 第四十條第四項又は第四十三條第四項の規定に違反したとき。
- 第六百四十条** 第四十條第四項又は第四十三條第四項若しくは第五十條第二項又は第六十五條第四項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は組合の合併したとき。
- 第六百四十二条** 第五十一條又は第五十二条の規定に違反したとき。
- 第六百四十三条** 第五十四条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。
- 第六百四十四条** 第六十四條第五項の規定に違反したとき。
- 第六百四十五条** 第七十二条の規定に違反したとき。
- 第六百四十六条** 第七十二条の規定に違反して組合の財産を分配すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
- 第六百四十七条** 第七十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。
- 第六百四十八条** 民法第七十九條の期間内に

- 第六百四十九條** この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日を超えない期間内において政令でこれを定めること。
- 第六百五十条** 産業組合法により設立された組合で、この法律と同じ目的をもつものは、行政機関の認可を得て、生活協同組合に改組することができる。
- 第六百五十二条** 前項に関する必要な事項は、政令でこれを定める。
- 第六百五十三条** 健康で文化的な国民生活の向上を図り、且つ他の法律による産業的協同組合と連鎖して、國民流通経済の基本系体を完成するため、國民の自主的協同生活組織を発達させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
- 第六百五十四条** 第二章の規定による登記の手続

- 第六百五十五条** 第二章の規定による登記の手續

- 第六百五十六条** 第二章の規定による登記の手續

